



2005年2月18日 第2005-42号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

連合中央執行委員会

「介護保険法改正法案への対応」確認

2月8日、介護保険法附則第2条「5年後の見直し」規定に基づいて、第162通常国会に予算関連法案として、「介護保険法等の一部を改正する法律案」が提出されました。

2003年5月から社会保障審議会介護保険部会で見直しの検討が行われ、2004年7月に報告書がとりまとめられました。「被保険者・受給者の範囲」については、法律の附則に「社会保障制度全般についての、一体的な見直しと併せて検討を行い、平成21年度を目途に措置を講ず

る」という見直し規定が追加されました。

4つの修正・5つの改善

連合は、2月17日に開催した第19回中央執行委員会で「介護保険法改正案への対応について」を確認しました。今後、民主党等を通じて、4つの法案修正と5つの制度改善を求めていきます。

【改正介護保険法案の概要】

| |
|---|
| 1. 新予防重視システムへの転換 |
| (1)新予防給付（軽度者を対象とする新たな予防給付を創設→要介護1の一部を要支援2とする） (2)地域支援事業の創設 |
| 2. 施設給付（ホテルコスト）の見直し |
| (1)介護保険3施設（ショートステイを含む）等の居住費（光熱費等）・食費を保険給付の対象外にする (2)低所得者に対する配慮 |
| 3. 新たなサービス体系の確立 |
| (1)地域密着型サービスの創設 (2)地域包括支援センターの創設 (3)居住系サービスの充実 |
| 4. サービスの室の確保・向上 |
| (1)情報開示の標準化（介護サービス事業者の事業所情報の公表を義務づけ） (2)ケアマネジメントの見直し（ケアマネージャーの資格の更新制度の導入、研修の義務化等） |
| 5. 負担のあり方・制度運営の見直し |
| (1)第1号保険料（65歳以上）の見直し（設定方法の見直し、徴収方法の見直し） (2)要介護認定の見直し（申請代行、委託調査の見直し） (3)市町村の保険者機能の強化 |

【連合4つの修正・5つの改善】

＜法案修正を求める内容＞

- ①「被保険者・受給者の範囲拡大」の2009年実施を確実にする
- ②介護保険3施設のホテルコストは個室に限定する
- ③2号保険者（被用者）の介護保険料率の法定上限を設定する
- ④制度運営に医療保険者を関与させる

＜国会審議で明らかにし、改善を求める事項＞

- ①介護職の医療行為について早期に検討の場を設け改善をはかる
- ②介護施設の人員配置基準の見直し、職員の労働条件の向上とサービスの質の向上をはかる
- ③ホームヘルパーの雇用・労働条件の改善と質の向上をはかる
- ④高齢者の権利を擁護する施策を徹底する
- ⑤介護療養型医療施設の設備基準に関する経過措置を廃止する

